

令和元年第4回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	齋藤和幸
会計課長	土門好子	選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	須田徹
子育て長寿支援課長	池田昭一	地域包括支援センター長	畠山真姫子
農林水産課長	佐藤正之	教育総務課長	池田智成
監査委員	須藤金悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和元年9月26日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第72号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第73号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第74号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第75号 にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定について
- 第5 議案第76号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第77号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第78号 平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第79号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第80号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第81号 平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第82号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第83号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第84号 平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第14 議案第85号 平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第15 議案第86号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第87号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第17 議案第88号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第89号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第90号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第91号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第92号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 陳情第13号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第23 陳情第14号 市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情
- 第24 議提第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 第25 議提第9号 森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書
- 第26 議員派遣の件
- 第27 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	商 工 政 策 課 長	斎 藤 和 幸
会 計 課 長	土 門 好 子	選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	須 田 徹
子育て長寿支援課長	池 田 昭 一	地域包括支援センター長	畠 山 真 姫 子
農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之	教 育 総 務 課 長	池 田 智 成
監 査 委 員	須 藤 金 悦		

午前10時01分 開 議

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） それでは、令和元年9月12付付託の下記事件について、審査を終わっておりますので報告いたします。

議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、総務部、企画調整部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項についてであります。

全員の賛成で認定と決しております。

審査の内容について一部御報告申し上げます。

初めに、総務部総務課関係です。

質問です。土地の売り払い状況について、市有地は基本的に売るスタンスなのでしょうか。

答弁です。使用計画がない遊休地については、積極的に売るスタンスでいます。現に、民間で使用されている土地の隣接地であって内容等に問題がなければ、当事者と直接協議の上、売却しておりますし、全く独立した宅地等については、鑑定評価を行い価格を設定した上、公売いたします。

質問です。人件費の平成30年度決算が前年比およそ2,500万円減となっておりますが、職員は何人減ったのでしょうか。

答弁です。今年度4月1日時点での職員数は、特別職を含め305人、昨年度の4月1日時点の職員数は、特別職を含む308人となっております。1年間で3人の減です。

防災課関係です。

自主防災組織事業補助費がありますが、この補助金の正確な内容は、内訳は提出されていますか。

答弁です。協議会で購入している備品または研修費は把握しておりますが、各自治会での補助金の使用目的は把握しておりません。

質問です。防災無線の保守点検と登録点検の違いは何ですか。

答弁です。保守点検は、親局、子局、施設の全てを含めて保守を行うものです。登録点検は、年1回の定期点検です。

質問です。ヘリコプター運航負担金は前年負担して運航していると思いますが、実際運航を依頼すると負担金が増えることはないのですか。

答弁です。変わりません。毎年多少の金額の変動がありますが、運航により増額するものでなく、その年の割り振りの違いであります。

次に、税務課関係です。

過年度過誤納金還付金について説明をお願いします。

答弁です。大きな法人の場合の影響がございます。法人市民税の予定納税というものがございませぬ。予定納税については、前年度の法人税割額の2分の1を納めるというものになっております。当初納付となっていた予定納税分が、合併した影響もあり、決算が確定した段階で法人税割分が前年度予定納税額、納税していた分よりも少なく確定したため、差額分を還付したという形になります。

質問です。ふるさと納税についてお聞きします。にかほ市に寄附のあった額については説明で聞いておりますが、逆に、にかほ市から他市へ寄附した額というものは把握していますか。

答弁です。平成29年度は127人分、790万円、平成30年度は145人分、940万円、令和元年度は途中段階ですが、現在190人で1,190万円弱となっております。控除されるということは、税収がそれだけ少なくなっているということになります。

次に、質問です。不納欠損額について、差し押さえや公売などを行っていますか。

答弁です。差し押さえは行っていますが、公売となる抵当権が土地、建物についているものがほとんどで、看過しにくく、公売までには至らないのが現状です。

次に、企画調整部総合政策課関係です。

地域おこし協力隊について、車両借り上げ料や住宅借り上げ料などの経費がありますが、この方たちは毎日働いている状況ですか。どういうふうな働き方をしていますか。

答弁です。地域おこし協力隊は現在2名おりますが、そのうち男性の方は観光協会に籍を置いておまして、イベントの企画やお客様の御案内といったことをしております。もう一人の協力隊は女性でして、象潟郷土資料館の方に籍を置き、主に池田修三作品の展示会やイベントの企画、もしくは、よそから来たお客様の案内などをしてしております。勤務体系は月20日基準となっております。シフトは各自組んでいただくこととしております。必ずしも土日休みでなく、自分のスケジュールを組み立て勤務していただいております。

次に、質問です。交通安全対策特別交付金ですが、260万円は、交付金をにかほ市はどのようなものに使っておりますか。

答弁です。財源の色分けといたしましては、一般財源扱いとなっております。財政管理上は一般財源扱いという形ですが、この交付金の目的が交通安全対策ということであり、安全防護柵の設置

などの交通安全施設整備、この交付金以上の経費がかかっておりますので、決算上は出てきませんが、実質は交通安全対策に向けられていることになるかと思えます。

次に、まちづくり推進課関係です。

コミュニティバスの件について、平成22年度の運賃が520万円、平成30年度の運賃が156万円となっておりますが、運賃が減っているということは利用者がその分減っているという解釈でよろしいですか。

答弁です。利用者の減少も要因の一つですが、運賃の改定により値下げしていることがあります。また、昨年の7月から75歳以上の高齢者の運賃を無料化していることから、運賃の収入は減っています。釜ヶ台線に関しては、当初500円でありましたが、300円、200円と値下げしていることも影響していると思えます。

質問です。広報配付委託料についてですが、どのような算定方法で委託料を支払いしているのか教えてください。

答弁です。1年間分を3期に分けて支払いをしています。単価については、平等割として一つの自治体に対して年間1万5,000円と、世帯割として1世帯当たり年1,100円を合わせて支払いをしています。世帯数の多い少ないで委託料の金額に差が生じます。

質問です。金浦駅跨線橋の件ですが、設計の第1案、第3案までについて説明をお願いします。三つの設計書ができ上がったということですか。

答弁です。金浦駅跨線橋は昭和60年3月から利用開始されております。経年劣化が著しく、さびの線路への落下が見られ、JRからの申し入れを受け、さびのたたき落としや状況確認を平成29年にJRが実施しています。市としては、整備方針を検討するに当たり、平成30年度に企画設計を設計業者へ委託し、第1案として補強改修、第2案として新設、第3案として撤去の三つの案件と概算金額を算出していただいたものです。3種類の設計書を整えたものではありません。それを受けて、市の方針としては、第1案をもとに現在詳細設計に取りかかっている状況でございます。

次に、消防関係です。

9款1項1目の9節旅費の不用額が41万円と出ておりますが、理由を教えてください。

答弁です。旅費についてですが、京都府で開催予定であった消防職員救助技術全国大会が豪雨により中止になったことで不用額として出ております。

質問です。備品購入費のバッテリー関連で、バッテリーは何年ごとの買い換えを行っているのですか。また、非常時用の無停電電源バッテリーの点検等はどのようにして行われているかお聞かせください。

答弁です。通信司令課のバッテリーに関してですが、5年を経過したものは交換を行うとしております。保守点検に関しては富士通で行っており、点検により消耗が認められ交換の必要があったものは、年数に関係なく交換を行っています。

質問です。9款1項2目1節の消防団員報酬で支援消防団員の報酬が出ていますが、業務内容としては変わらないのに3,000円というのは低額ではありませんか。見解をお伺いします。

答弁です。消防訓練大会に参加している団員もおり、確かに少ないのは事実ですが、県内の消防

団員報酬と比較すると妥当な金額になっておると思います。

質問です。19節消防学校入校負担金ですが、これは新規の団員が行くのかと思いますが、どのくらいの期間でどのような研修を行うのですか。

答弁です。消防学校にあつては、初任科教育が6ヵ月、その他救助科、警防科、予防科など、1週間から数ヵ月にわたる期間に様々な課程に入校しております。

次に、会計課関係です。

質問です。地域振興基金の利息628万円は、10億円の利息ですか。

答弁です。はい、そのとおりです。広島高速道路債は4億円の0.625%で250万円、名古屋高速道路債は6億円の0.63%で378万円、合わせて628万円となります。簡単ですが、以上御報告申し上げます。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） それでは、一般会計決算特別教育民生小委員会の審査報告をします。

令和元年9月12日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告します。

議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、市民福祉部、教育委員会に関する事項について、全員の賛成で認定と決しております。

それでは、審査の内容を報告します。

教育委員会教育総務課。

小出小学校改修工事について。

質問です。閉校になった時点で普通財産に所管替えをしてから、借用を希望する事業者とやり取りをやると思うが、所管替えはどのようになされたか。教育総務課で工事を行うことについて疑問があるが、これらの状況について伺いたい。

答弁です。閉校となった際に市長部局に所管替えするのが本来の流れと思うが、今回は事業者に貸し出す平成31年4月1日付で総務課へ所管替えをしている。改修工事については、ほかの修繕工事等もあり、市長部局と協議した結果、教育総務課で実施した。

学校教育課です。

象潟給食センター炊飯加工委託料について。

この委託料だとすれば、米代も含めたものと思われるが、米は地元のものなのか。

答弁です。どこの米を使うかは業者に任せている。ただ、ほかの学校の情報は提供している。

仁賀保勤労青少年ホームです。

主催事業費のうち、コンサートの収支はどのように考えているか。

答弁です。青少年ホームの収容人数では収支がプラスになることは難しいと考えているが、少しでもマイナスを抑えるために、入場料金や、市としてすぐれた芸術を市民に提供する機会とするためのアーティストの選定などを総合的に検討していきたい。

白瀬南極探検記念館です。

展示関係委託料について。

質問です。全て業者に委託しているのか。自分たちで構想を練った後での委託なのか。

答弁です。展示関係委託料304万2,360円は、映像機器の更新と映像資料の更新業務が201万9,600円、保守点検の業務で102万2,760円、映像保存・点検は通常のなものであります。映像機器と映像資料の更新は、プロジェクターの更新とか、これに映し出される映像の更新をしたもので、それ以外の展示に関する委託はしていません。全て職員の手づくりで行っている。映像の素材も全て当館から自分たちが提供したもので、構成に関しても、基本のシナリオ、流れを会社に指示し、監督しながらつくってもらっているということです。

スポーツ振興課です。

質問。新スタジアム整備構想策定委員会負担金50万円について、ブラウブリッツに補助金を出していますが、この負担金の内容が分かりません。協議会などといえば単価はもう少し下がると思うのですが、内容を説明してください。

答弁です。この委員会は、秋田県、秋田市が協働で先立って立ち上げた委員会で、委員のメンバーには、にかほ市、男鹿市、由利本荘市、事務局として秋田商工会議所の6者が入っている。目的は、ブラウブリッツ秋田の本拠地となるスタジアム建設をということで、1年かけて協議した。県が500万円、にかほ市、男鹿市、由利本荘市が50万円ずつ、それから秋田市は350万円を負担し、それぞれ負担金を出して委員として運営、費用は負担金の8割がスタジアム建設する上でのコンサルタント会社への調査設計費用となっています。

次は、市民福祉部関係です。

健康推進課。

質問です。事務報告書の検診対象者調べの受診率について、この数値をどう捉えればよいか。受診に当たっての目標は設定しているか。

答弁です。健康にかほ21の目標値としては、平成35年度で6割を掲げている。結核検診に関しては、肺がん検診と同じX線となり、肺がんフィルムの方が精密な病原まで分かるので肺がん検診を受ける人が多く、多い方が望ましいので、結核検診は低くても問題はないと思う。乳がん検診の減少は、1日に受けられる人数が今まで30人と決まっていた。30人以上になると別日に来てもらうことになり、今回は受けないという人が増えてきた感じがある。平成31年からは、由利組合の検診車の老朽化もあり、委託先を変更して1日に60人から90人受けられるよう検診体制を整備した。今年度から申し込み制となり、申し込みを忘れて受けない人もいたが、今後は受診率は増えると思う。子宮がん検診もパーセンテージが低くなっている。医療機関方式では68名受診し、HPV検査149名受診者となっているという受診となっている。医療機関方式は20歳から40歳が対象になるので、併用した検診で同数となるはずで、子宮がん検診は68名しか受けていない。81人の人が何らかの婦人疾患で受診し

た際にHPV検査を必要とみなし、HPV検査を実施したことになる。このことから、意外に婦人疾患で病院にかかっている率が高いことが分かる。これらが受診率低下の要因の一つではないかと考えている。ほかの検診については、同年と変わらない。

地域包括支援センター。

質問です。生活支援体制整備事業について、支え合いづくり隊を設立し、地域の座談会も開催してニーズの把握ができた後、足踏み状態になっている状況について、具体的な説明を求める。

答弁です。この課題は、平成29年度までの課題となっていた。この事業の課題は、住民主導で地域づくりをすするところにある。住民主導で優先的なニーズをまとめ、課題解決の方策を検討する事業の流れに対し、先導できる人材が平成29年度までの協議隊には不足していた。平成30年度は、自治会や民生委員など各種団体に交渉し、協議隊の再構築を図り、次の段階に進めるように計画を立て直しをしました。

子育て長寿支援課です。

敬老式委託料について、参加人数についてのシミュレーション、それによる敬老会との今後の開催形態などの要望、市としての展望などがありますか。

答弁です。ここ数年の参加率は、対象者の20%前後で推移している。ここ一、二年は20%を下回っているが、こちらとしては20%の参加希望があるという認識で今後も継続していければと考えている。以前議会で、敬老式の地域間をまたいだ交流を検討してはとの一般質問があった。それについて、聞き取り調査、アンケート調査の形式は検討中だが、今年度の敬老式で調査したいと考えている。

生活環境課です。

質問です。環境衛生費の報償費の不用額が多いのはなぜか。

答弁です。所有者不明の空き家の弁護士料等として計上していた予算で、協議が増える可能性があったので、財政部と相談の上、3月議会で減額せず決算となった。複数分の弁護士費用がかかる計画であったが、1日で済んだことによるものです。以上です。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 暫時休憩します。

午前10時31分 休 憩

午前10時32分 再 開

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 再開します。

●教育民生小委員長（伊東温子君） 失礼しました。スポーツ振興課、新スタジアムのところで、ブラウブリッツのところなんですけど「スタジアム」を「スタジオ」と言ってしまいましたので、訂正してお詫びします。（該当箇所訂正済み）

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る9月12日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会、金浦市民サービスセンターに関する事項については、全員の賛成によって認定と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

商工観光部観光課に関する事項です。

観光スポットのトイレ改修計画では、洋式改修することと、電源を確保できればウォシュレット式にすることで進めています。今年度、小滝のガソリンスタンド裏のトイレの洋式の要望もあり、簡易的にかぶせるタイプの洋式トイレを2台設置しており、そういった形も含め、今後も洋式化への対応を進めていくとの答弁でした。

二次アクセスに関連して、グループでタクシーを利用すれば、乗り合い登山バス「ブルーライナー」よりも安く済む点については、ホテル・旅館業組合と二次アクセス協議会の話し合いで、今年度よりキャッシュバックの金額を1,000円から2,000円に増額しています。二次アクセス協議会から1,000円、ホテル・旅館業組合から1,000円の負担で、ホテル・旅館の経営の個人の負担はない。この二次アクセスに関しては、今後も改善の要素がたくさんあると思われるとも述べておられました。

次に、観光列車「きらきらうえつ」に関連して、酒田駅までしか来ない列車への補助金の必要性については、平成30年度は10本、秋田延伸号として酒田駅から秋田駅まで運行があり、そのうち5本に職員が乗り込み、パンフレット配付などで観光PRをしています。「きらきらうえつ」の観光圏に入っている理由としては、羽越線沿線での観光を盛り上げていくことが主な目的ですので、「きらきらうえつ」のホームページや観光誌等のメディアへの掲載をしております。また、首都圏の旅行エージェントに、「きらきらうえつ」観光圏として職員と一緒に訪問してPRを行っています。

鉾立山荘の指定管理については、県とも話し合いを進めており、費用のかかり増し部分について、今回の指定管理の終了時に見直しの協議をお願いしているところですのでとの答弁でした。

台湾トップセールスの成果については、直接台湾を訪問し旅行会社と商談するもので、40社が参加する合同商談会、班編成を組んでの二つの旅行会社への訪問を行ってきました。商談で感じられたのは、私たちも秋田に行くけれども、秋田の人も台湾に来てくださいという内容でした。実際に台湾に出向いて現地での情報収集も重要と感じた。今年の竿燈に合わせて、バスツアーで63人がにかほ市に宿泊をしてもらうことができた。これは台湾のエージェントとの商談会で実った成果ですとの答弁でした。

商工政策課に関する事項です。

特産品開発助成金については、4件のうち2件は、既存の製品に付加価値をつけて販売するためのパッケージ改良や、保存精製を高めて品質を上げるための機械導入の助成です。いちじくワイン、いちじく茶葉は、商品の形にするところまでは至りましたが、販売には至っていない。いちじくワインについては、特産品として売り出すには満足なレベルに達していないので、さらに研究を続けると報告されています。

産業振興及び交流人口増加に向けて、にかほモデル構想調査委託料については、昨年度の事業につきましては、このまま継続しても事業そのものが発展するのは困難と判断しました。一方で、並行して検討しております国が提唱しているSDGsの構想に関して、にかほ市は、ものづくりのまちという特徴を生かす資源を持っていますので、ものづくりを核としたSDGs並びに、にかほモデル構想を具体化するような調査や検討、話し合いを続けていきたいとのことでした。

農業委員会に関する事項では、報酬の農用地利用最適化活動実績分と成果実績分21人の活動の内容については、農地利用最適化の仕事は、一つは担い手の農地利用の集積・集約化、二つに遊休農地の発生防止・解消、三つに新規就農、新規参入の支援活動が三つの柱となり、活動実績というのは、この三つに向けて委員がふだん行っている活動です。田んぼを貸したい、借りたいというような相談に乗った延べ日数に対して6,000円の単価で、140日半という——140.5日という全体の日数になっています。成果主義実績については、主なものは遊休農地の解消実績と担い手への農地の集約化の実績ということで、目標値が設定され、目標値に対して遊休農地がどれくらい減ったか、農地の集約面積がどれくらいあったか、委員の活動により達成率が出てくるので、それに係数が掛けられ計算されており、実際の支給については3段階の係数配分ですとしております。

次に、遊休農地は増加傾向にあり、平成30年度末で50.6ヘクタールという状況です。集約面積は、契約の更新に農業委員が間に入り手続をした場合にも実績になります。平成30年度は畑地区の基盤整備が終了した部分で、畑地区の先になっている農業委員が集約に携わるということで、相当数の面積が確保されています。また、芹田地区の賃貸借が更新を迎えたので、農業委員が主体となって取りまとめたので増加しました。交付金の決算上面積は、平成29年度が30ヘクタール、平成30年度は66.1ヘクタールですとの答弁でした。

次に、農林水産課関係です。

農業次世代人材投資事業交付金では、10人全員が継続して就農しています。作物の種類は、ネギ、繁殖牛、菊類、露地野菜、施設野菜等です。

農地集積加速化基盤整備負担金については、受益者負担割合7.5%の5%部分については、全体の85%の集積を得られれば負担割合の5%分が戻ってくることになります。この85%のうち法人が70%を占めれば、さらにプラス2.5%戻ってくるということで、それを目標に集積を進めてもらっています。現在、整備面積124.3ヘクタールに対し、中心経営体の集積面積は110.1ヘクタールで、88%の集積率になっているということでもあります。

大竹いちじくについては、地理的表示保護制度に申請しております。申請が通りますと、商品価値も上がると思います。つくることと売ることとのすみ分けができれば、力を入れる部分を集中的に応援できると思うので、商工観光課とも連携を考慮しながら進めていくとのことでした。

建設課に関する事項です。

公営住宅の入居率は、仁賀保地区は、住宅三つで総戸数100戸、入居率は88%、金浦地区は、高森住宅一つで総戸数20戸で入居者19戸、入居率95%、象潟地区、住宅二つで総戸数180戸、入居者は134戸で74.4%になっています。特定住宅、仁賀保地区の一つで、10戸のうち入居者が8戸で80%、象潟地区中一つで、6戸のうち入居者が2戸で33%となっています。募集の数よりも退去の方が多いということで、年々入居率は減少しております。今年は4月から単身の入居者を増やすという対策をとっており、8月くらいまでですが申し込みも来ております。

それから、にかほ市公営住宅等長寿命化計画で、平成25年度から平成34年度までの計画で進んでおり、立石、昭和53年、昭和55年、昭和56年棟、松ヶ丘と木造住宅の高森、下山については、維持修繕という形で続けていく計画で進めておるので、現時点では解体という計画はありませんという答弁でした。

金浦市民サービスセンターに関する事項では、事務機器のリースについてですが、昨年から30万円弱少なくなっておりますが、これは、コピー機については機械自体のリース料はゼロ円で、使用量によって単価が決まっており、それによって変わってきます。今回減額になったのは、前年度の使用量については、商工政策課が金浦庁舎にあったため、その分が多く使われていたということでもありますということでした。以上です。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第78号に対する討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定とすることに決定をいたしました。
これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。
これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時50分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔

まちづくり推進課長	佐藤喜仁	商工政策課長	斎藤和幸
会計課長	土門好子	選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	須田徹
子育て長寿支援課長	池田昭一	地域包括支援センター長	畠山真姫子
農林水産課長	佐藤正之	教育総務課長	池田智成
監査委員	須藤金悦		

.....

午前10時59分 開議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） それでは、一般会計予算特別総務小委員会に付託になりました下記事件について、審査を終了しておりますので御報告申し上げます。

議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、総務部、企画調整部、消防本部に関する事項について、全員の賛成で可決と決しております。

若干、審査内容について御報告申し上げます。

企画調整部総合政策課関係です。

質問です。旧上郷小学校利活用事業についてですが、プロポーザル方式で委託先を探すということでしたけれども、業者は決まったのでしょうか。

答弁です。決まっております。「有限会社りす」という会社で、以前、県の方で「のんびり」というフリーマガジンをつくったときの編集長が代表を務めている会社です。にかほ市では、これまで池田修三さんの展示会や、いちじくのプロデュースなど様々な面で御協力をいただいている会社です。

質問です。上郷小学校に関して、地域の方々が余り理解されていないような感じに見受けられるものですから、その会の中に地域の方がいるのですか。地域だけで話し合いをしたのか。そのあたりはどうですか。

答弁です。先日、上郷地区の自治会長などが集まる地域振興協議会、上郷まつりの運営母体となっている協議会ですけれども、そちらの方に6月に一度御説明申し上げます。その際は簡単な説明でしたけれども、その後、地元の若い人たちや今までボランティアにかかわった方々と一緒にワークショップも行っております。

質問です。上郷小学校利活用について、委託料の管理運営委託料55万円が補正予算にあがっていますけれども、この施設に関しての管理運営業者は決まっているのでしょうか。

答弁です。現時点では決定していません。これからどういう形がよいのか、この事業を運営される事業者がどういう方たちがかかわってくるかによって決めていきたいと思います。

質問です。ワークショップは誰でも参加できるということでしたが、今まで3回開催された中でどのように開催の周知をされたのか。今まで参加されたメンバーの方々、平均何人参加されていたのかを教えてください。

答弁です。これまで参加された方への呼びかけは、主にこれまで池田修三さんですとか、いちじく市でかかわってこられた方と、そのつながりのある方がほとんどです。中にはフェイスブックなどで情報をとってこられた方もいらっしゃいます。毎回20人前後参加していただいております。地元で飲食店などを経営されている方も参加いただいております。

管理委託料55万円は、何ヵ月分を想定していますか。

答弁です。11月から5ヵ月分を予定しております。

質問です。学生提案事業に係る市場環境分析等委託料について、この委託業者と委託しなければならないものなのかを教えてください。

答弁です。必ずしもビジネスというわけではなく、ビジネス化できるか、会社あるいは市としてCSR事業なのかの仕分けを考えていこうというものです。去る2月に行った未来討論会の中で、学生の方から全部で19の提案がございまして、これを一つずつ拾っていくわけではないのですが、にかほ市の魅力としてどのようなものがあるか意見交換をしながら、この19の提案とのマッチングをしていくものです。必ずしも一対一とは限らず、複数組み合わせられるものもあるかもしれません。いずれそれがビジネス化していくものなのか、CSRとして活動になるのかを見きわめていくために行う事業でございます。

次に、まちづくり推進課関係です。

ふるさと納税について、9月に唐突として寄附金が増えているようですが、その要因について教えてください。

答弁です。一番人気のお米の新米が入荷される時期を迎え、新米の受け付けを始めています。また、9月に限ったことではないですが、商品の魅力をPRするホームページ用の掲載写真を撮影し直し、比較的効果の面から見直しした結果が寄附額の増加につながっているのではないかと考えております。

同じく質問です。現在、ポータルサイト7社と契約しているようですが、ポータルサイトによって委託料は違うものなのですか。

答弁です。会社によって違いはあります。現状では一番安いのが14.5%、一番高いところで18%となっております。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 再開します。

●総務小委員長（伊藤竹文君） 大変失礼いたしました。一番最初の質問のところで、「旧上郷小学校の利活用」というところを「上浜小学校」と言い違えたようでございますので、訂正してお詫び申し上げます。大変申しわけございませんでした。（該当箇所訂正済み）

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） それでは、一般会計予算特別教育民生小委員会の審査報告をいたします。

令和元年9月12日付の付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について、市民福祉部、教育委員会に関する事項につきまして、全員の賛成で可決と決しております。

それでは、審査の内容を報告いたします。

議案第86号です。

教育委員会教育総務課です。

質問。空調設備の設計委託について、以前、国の補助金制度があったが、今回設置の方向とした経緯について伺う。

答弁です。国の補助制度については、集中管理型でなければならない等、様々な要件があり、結果的にコストが高くなることも懸念された。実際に国の補助金を受けたほかの自治体の例を見ると、当初の見込みより自治体の負担が増えている状況となっている。内部で検討した結果、今回の補正予算の計上となったという答弁でした。

次に、生涯学習課についてです。

文化交流施設についての市民アンケートの時期、配布の対象範囲について伺います。

答弁です。時期は10月15日から11月4日を予定している。子育て世代である小・中学生の保護者を中心に現在検討中でありますということです。

仁賀保勤労青少年ホームです。

質問。読書活動パートナー支援事業について、本の置き場が院内、小出診療所になった理由を伺いたい。

答弁です。平成29年度から3年行っている県事業で、目的は、身近な場所に本を置き、親しんでも

らうことです。そのため、本を置く一定のスペースの確保が必要なことから、最適と判断したということ。今後は、今回購入した本と図書館を定期的に入れ替えるなど、移動図書館として活用できるように考えているということです。

白瀬南極探検記念館です。

質問です。南極白瀬ルート踏破支援補助金の100万円に達した結論を分かりやすく説明してください。その根拠はあるかという質問でした。

判断基準としては、新聞やテレビ、ネットは数知れずですが、国内の例でテレビの出演がネットテレビを含む5件、新聞記事への掲載が16件ありました。にかほ市や白瀬島の記事がある段落の面積を全て拾い、新聞広告として扱った場合の試算は、新聞記事だけで275万円のPR効果となります。テレビ、ネットで世界、海外にも出ているので、その効果は計り知れないと思います。100万円ということで、会社関係、企業がスポンサーとして、ユニフォームやソリにステッカーやワッペンをつけることができるリターンができます。また、デザインは決定していませんが、市章とか「にかほ市」とか載り、映像などに出ればかなりの効果が期待できることから、今回100万円を要求させてもらいました。冒険成功の暁には、白瀬ルートの名前が冒険史に刻まれることになり、にかほ市にとって金銭にかえることのできない価値を得ることが期待されると思っています。

市民福祉部福祉課です。

質問です。生活保護システム改修委託料、健康管理支援事業準備業務委託料について、健康管理支援をシステム管理するもので、関連があるものなのかという質問です。

答弁です。健康管理支援事業準備業務委託料については、従来からレセプト点検による医療費の過誤等の解消を目的とする事業を実施しているが、それに加え、特定の疾病の重症化予防、検診を励行するものです。生活保護受給者は検診の受診率が全国的に低く、医療費の増大につながっている。平成30年に生活保護法が改正され、被保護者健康管理事業が創設され、令和3年1月から施行される。準備段階として、今年度中に生活保護事業者のレセプトを全件分析し、来年度以降の健康支援基礎データとして用いることを目的としているものですという答弁でした。

生活環境課です。

質問。危険空き家建物調査委託料440万円についてです。どのような調査が行われるのか、説明を求めます。解体時の設計なのか、アスベストが入っているかどうかの調査まで入っているのか伺うということです。

答弁。解体費用を含めた調査委託料となっています。アスベスト調査は概算で見込んでおり、確実に解体すると決定してから、再度、調査予算を計上するということでした。以上です。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る9月12日、当小委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）については、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会、金浦市民サービスセンターに関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

商工観光部観光課に関する事項です。

石油積算税はどのような税金で、その内容については。

仙台国税局の説明では、掘削した井戸から発生した天然ガスをエネルギーとして利用する場合にかかるという説明でした。課税対象になる旨の指導を受け、はまなすの分として月単価平均1万5,000円の6ヵ月分、ねむの丘、月平均1万円の6ヵ月分を計上しておるとの答弁でした。

商工政策課に関する事項では、外国人技能実習生管理組合設立に向けては総合政策課において行っており、現在、市内で働いている外国人実習生との関連は。

実習生の受け皿に関する点では、関係があるということでありました。

農業委員会に関する事項では、質疑ありませんでした。

農林水産課に関する事項では、ズワイガニのブランド化については、沖合いの海水、近くの海水の区分までは話はしていないが、活魚で出荷する方向で進めているので、付加価値の部分を考えながら進めていく。販路については漁協と協議していますが、具体的な内容までは至っていないということでした。

次に、金浦市民サービスセンターに関する事項ですが、サービスセンターの改革で部長が兼務してスタートしたが、結果的に臨時職員1人を採用しなければセンターの業務が遂行できないという状況ではないのかとの問いに、センター長が常駐であれば総員4名でぎりぎりの体制です。そのため、今回追加で1名をお願いしたところですが、当初期限付きでしたが、実際問題として窓口業務は4名いないと厳しいということで、通年で延長をお願いしたという状況です。事務の量は、年間の事務のボリュームをヒアリングすると件数として決して多くはないのですが、集中する時間、期間に総合的に判断していただけなかったのではないかという印象を受けます。そのあたりを配慮していただきたいとお願いしてるということでした。

それに対して、部長兼務のセンター長というのは分庁方式では対応できないと思う。市民サービスに万全の体制をとっていくことが必要です。均衡のとれた職員配置が必要です。そのように進めてもらいたいとの意見がありました。

建設課に関する事項ですが、質疑はございませんでした。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対す

る質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第86号に対する討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第86号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第86号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時26分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時34分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第72号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第21、議案第92号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案21件、日程第22、陳情第13号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について及び日程第23、陳情第14号市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情の陳情2件、計23件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、令和元年9月12日付託の下記事件につき、審査を終わっておりますので御報告申し上げます。

議案第73号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第77号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第92号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、陳情第13号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、全員の賛成で採択と決しております。

次に、陳情第14号市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について、全員の賛成で採択と決しております。

以下、若干、審査内容について御報告申し上げます。

議案第77号でございます。にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

現在536名の消防団員から減少することがあれば、再度定員を減らすと考えていますか。また、班によって人数に開きがあると思いますが、規律訓練のあり方や班編成のことも踏まえてどのように考えていますか。

答弁です。消防団員の定員数の削減に当たって一番の問題は、非常勤公務災害負担金です。1人当たり2万1,310円で、これが定数に応じた掛金となっているため、現在536人の実員に対して定数が580人、約50人分、金額にしておよそ100万円の負担金を余分に払っているという形になっています。定数削減の一番の大きな目的は、この負担金を実情に合わせた状態で支払っていきたいというところ

ろになります。

質問です。消防団員は年々減少しているわけですが、若者を中心にして入団してほしいという気持ちはあると思います。まず、機能別消防団員について、あるいはまた、女性消防団員の人数、若者や機能別消防団員等の入団に向けた取り組みについて教えてください。

答弁です。機能別消防団に関してですが、にかほ市消防団においては、該当するのは支援消防団員です。業務としては、消防団と何ら変わりなく行っている状況です。訓練大会にあっても人数が不足している班では応援してもらっていますので、他の団員と同じような業務を行っていると考えていただいて結構です。学生消防団員に関しては、にかほ市には大学等がありませんので募集は行っておりません。女性消防団員に関しては、現在12名となっております。

次に、消防団の報酬に関してです。これは年報に記載してありますが、県内の消防団員報酬を見ますと、中間ぐらいの位置にあります。団員から引き上げの要望もないことから、報酬の改定は考えておりません。

また、消防団の募集に関してですが、団幹部が消防団募集のプロジェクトチームを募り、募集に回った経緯もあり、また、消防団応援の店という事業も開始しておりますが、今現在団員増加に結びついていないこともあり、定数削減に踏みきったという現状であります。

次に、議案第92号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてです。

質問です。消防団は非常勤の負担金が発生しておりますけれども、水防団も同じく発生しますか。

答弁です。水防団としては発生しません。

質問です。今現在、水防団と消防団が分かれている例はありますか。

答弁です。現在のところは、そういうところはありません。

次に、陳情についてでございます。

陳情第13号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてでございます。

賛成討論として、現行の特別措置法が時限立法ということで継続してほしいということ、並びに新たな現状により拡大された過疎地域自立促進特別措置法を要望する陳情については、にかほ市も過疎地域に指定されていることでもありますので、賛成の立場で採択したいと思っておりますという意見です。

次に、陳情第14号市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情についてであります。

賛成討論について申し述べたいと思います。

一つ目です。新屋地区に配備ということは、余りにも市街地に近すぎる。学校もある、住民も1万3,000人もいるということで余りにも危険なのかなということで、配備には反対です。場所を変えてという発想が出てくるのであれば話は変わるということもあろうかと思いますが、新屋に配備には反対です。陳情には賛成です。

二つ目です。秋田県としてどうするかと考えると、私は信念として反対を貫きたいと考え、陳情に賛成したいと思います。ほかの市議会では、防衛省の結果を待ってからでいいのではないかという話も出ておりますが、違う問題じゃないかと思います。もう一つは、防衛省の結果を待たずに判

断するものかなという意見もありますが、それもまた違う問題だと思います。一番の問題は新屋に配備するというので、私はそれに反対ですので、陳情に賛成の意見を述べさせていただきたいと思います。

三つ目です。国防の問題で、国防負担を国全体でどのようにしていくかという大きな問題もありますが、国の情報開示も遅れています。実際には情報にも不備がありました。かつ、今おっしゃったように住宅密集地のそばに駐屯地があり、訓練場があるとはいえ、新屋地区に置くということは、住民の不安やこれからの生活を考えると、現状では配備に反対する陳情に賛成せざるを得ないと私は考えております。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

●14番（佐々木敏春君） それでは、陳情第14号について若干の確認をさせていただきたいと思います。

地上イージスに関しましては、我々国民の生命と財産にかかわる大変重要な事柄でございまして、信頼の置ける客観的なデータに基づいて慎重審議と議論の深まりが必要とされると考えますので、審議内容につきまして何点か確認をさせていただきます。

一つ目でございますが、陳情書の題名は「市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情」としております。しかし一方では、陳情項目には一転して、「貴市議会におかれましては、住宅密集地のすぐそばに軍事基地を建設することに反対の意思表示を」としてございます。新屋配備という個別——今進行系の問題と、一般論としての住宅密集地への配備ということでは、その持つ意味の重さが全然違うのではないかというふうにも考える次第でございます。新屋配備に関しましては、実情をよく把握し、当事者である秋田市議会で判断されるべきであり、このことに関しましては、国の再調査結果を待ち、秋田市では現在、継続審査となっている状況にあります。我々は、秋田市議会におけるしっかりとしたデータに基づく議論の深まりを見守り、その結果出された議論を尊重すべきであろうと考える次第であります。そして、秋田市議会における慎重審議ができる環境を担保するために、外からの干渉は控えるべきではないかとも考えます。

このようなことから、今回委員会で審議されたのは、陳情事項にある一般論としての住宅密集地に設置することについての審議であったのか、あるいは、秋田市新屋に設置することについてまで踏み込んだ審議であったのかについてお伺いしたいと思います。

二つ目でございますが、陳情理由には、「想定されている相手国のミサイルは核ミサイルであり、もし惨劇が起これば、秋田県全体、日本全体にかかわる問題ともなりますので、貴議会も何らかの意思表示を」というふうにあります。この陳情書にあるとおり、今回私たちが協議しなければならないのは、単なる一地域の問題としてではなく、我々の命にかかわる大変重要な事柄として、客観的な調査結果に基づき慎重に議論を深めていかなければならないものであろうという、こういう一面もあるのではないかと考えます。

そこで、国の再調査結果がまだ出されていない中での審議であり、結果を出すに当たっては大変難儀をされたかとは思いますが、陳情理由に掲げられる次の項目について、どのような審議がされ

たのか伺います。

一つ目でございますけれども、電磁波の影響について、具体的な審議がなされたのか。

二つ目、住宅密集地に近いということについて、具体的な意見があったのか。

三つ目、イーゼス配備により生じるリスクについて、具体的な審議、意見があったのか。

この点についてよろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） 委員長。

●総務常任委員長（伊藤竹文君） 質疑に対しお答えしたいと思いますが、今、委員の方からの質疑については、委員会の討論、採決で三つのそれぞれの考えを示したとおり、こちらについては全てそのようになって、解釈していただきたいというふうに思います。

また、電磁波についての影響についてという質問ではございましたが、この電磁波の影響については、委員の一人からも、電磁波云々というそれだけの情報を持っていないので、そこいら辺の発言はありませんでしたし、審議も対象にはなっておりませんでした。

また、二つ目の住宅密集地に近いということ、これは賛成討論の中で全てがこのようにおっしゃっておりまして、議論の中ではそうだというふうにして解釈しております。

三つ目のイーゼス配備により生じるリスクについて具体的、このイーゼス配備そのものがリスクであり、住宅密集地であるというふうに皆さんが述べられている意見というふうにして解釈しております。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 14番。

●14番（佐々木敏春君） 1番目の質問につきましては、委員長報告にもございましたとおりで、余りにも近いから反対だというような内容かと解釈しますけれども、そうすると、新屋配備については、具体的なデータに基づくもので審議ではなくて、一般論としての域を出ないものと、このように解釈してもよろしいかどうかということでございます。

二つ目の件につきましても、陳情の根拠となった陳情理由についても、具体的なデータに基づく議論というのはなかったと、こういう解釈でよろしいでしょうか。

●議長（佐藤元君） 委員長。

●総務常任委員長（伊藤竹文君） はい、委員のおっしゃるとおりと考えております。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。昼食のため、再開を午後1時といたします。

午前11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

令和元年9月12日付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案第72号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、これは全員の賛成で可決と決しております。

議案第74号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、これも全員の賛成で可決と決しております。

議案第79号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、これも全員の賛成で認定と決しております。

議案第80号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、これも全員の賛成で認定と決しております。

議案第81号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これも全員の賛成で認定と決しております。

議案第87号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について、これも全員の賛成で可決と決しております。

審査内容を若干報告いたします。

議案第72号です。

これにつきましては、質問です。現場の窓口で実際にこういう需要があると感じられたことはありませんかとの質問に、特に感じたことはありませんとの答弁でした。

議案第79号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてですけれども、質問です。医療費を抑えるために健康推進課と連携した取り組みなどありますか。

答弁です。糖尿病重症化対策会議と一緒に参加して勉強いたしました。これからは、KDBシステムでレセプトを確認して、重症になりそうな対象者について、できるだけ健康推進課へ連絡し、本人への働きかけをしていく予定です。特定健診の結果は健康推進課で全て目を通してもらい、必要な方に動機づけを連携して対応していきたいと思えます。

議案第80号です。平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてですけれども、在宅患者が増えているということだが、往診件数について伺いたい。

答弁です。平成30年度は41人が在宅患者となっており、増えています。往診件数は平成24年から横ばいで、平成30年度は235件で、件数は減っておりますが、その割合は上昇しております。医療の高度化による、退院時での経管栄養チューブ、尿道カテーテルといった高度な医療を要する状態での退院が多くなってきているので、在宅医療に要する時間も以前より必要となっている状況ですということでした。以上、終わります。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る9月12日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました議案第75号にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定について及び議案第76号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、全員の賛成で可決としております。

議案第82号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第85号平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定については、全員の賛成で認定と決しております。

議案第88号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について、議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第75号にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定については、質疑はありませんでした。

議案第76号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、現行制度は新規の指定のみで、登録業者の休止や廃止等の実態が反映されにくかったり、見届け工事や不良工事が発生したりしておりました。そのため、給水装置工事を適正に行うため、資格の保持や実態との違いを防止するため今回の改正が行われるものです。現在、給水工事の指定店は115社登録されています。そのうち、市内業者は31社となっております。更新の手順は、登録業者を一度に更新するのではなく、登録人数によって更新時期が段階的に設定されております。該当する業者に通知を出しますが、手続がなければその時点で登録から外れるということになります。また、31条「手数料は次の区分により申し込み者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別な理由があると認めた申し込み者からは、申し込み後、徴収できる。」の「特別の理由」とは、災害など工事を緊急に行われなければならない場合など、申し込み後に徴収できると解釈している。第2項「特別の理由のない限り還付しない」の「特別の理由」とは、逆に特別の理由があれば還付できるという解釈になり、第31条(1)設計審査手数料1件につき3,000円、(2)工事検査手数料1件につき3,000円については、お客様の都合で工事を中止する場合などは、その手数料を工事店に還付することが考えられる。以前、還付には至らなかったが、検討された事例もあったということであり、(3)給水装置工事業者指定手数料1件につき1万円、(4)給水装置工事業業者指定更新手数料1件につき1万円につ

いては、書類などが不備の場合は指定や更新はできないということになりますので、その場合は手数料を還付することなどが考えられるとのことでした。

議案第82号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、1款1項3目13節委託料、笹森クリーンセンターの維持管理業務については、保守点検、日常点検と定期点検及び臨時点検です。そのほかに、運転操作監視業務、汚泥脱水作業と水質試験業務及びユーティリティーの調達ということで、そこで使われる消耗品についても委託しております。1年間の委託契約で、指名競争入札で委託しています。設計では、人件費相当分が全体の58%、ユーティリティー部分に関しては約16%、残り26%が諸経費分となるということであります。

議案第83号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、公共下水道への接続の計画はあります。それは、受け入れ側の下水道事業で行うこととなります。農集排水事業としては、農集同士の統合を計画しているということであります。

議案第84号平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定については、固定負債に企業債約10億円の計上ですが、令和2年5月に譲渡に伴う売却益として13億2,000万円が入ってきますので、精算特別会計で一括償還する予定です。余剰分は精算特別会計へ繰り入れ、精算業務を行った上で、残ったものに関しては特別会計を締める際に一般会計に繰り入れされますとの答弁でした。

議案第85号平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定については、営業収益が前年に比べ極端に下がっていることは、歳入の減については給水収入の減によるもの、歳出の増は簡易水道統合による施設の増、委託料、登録費、減価償却費、企業債償還金など経費が増加していることが挙げられますとの答弁でした。

議案第88号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑はありませんでした。

議案第89号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、小田ユニットポンプ場の制御盤更新工事は、基盤がショートしたことによる基盤の交換更新ですということです。

議案第90号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）については、1款3項9目委託作業費660万円、道路占用申請用の資料作成については、例えば国道7号線の道路占用の申請書ですと、工程ごと、管種ごとの延長を確定する必要があります。今後、民間会社では占用料の支払いが生じることから、正確な数値を確定して引き渡す必要があります。また、新会社がガス管を更新する際に占用を変更する場合にも必要となるものです。譲渡までにこちらで準備する必要があるものです。本管の延長が120キロ、供給管の本数が700件、平均2メートルとして約14キロ、これを積算しますと、申請図面の作成は320万円、成果品の作成が6万円、その他が諸経費となっています。委託先は入札で決める予定ですとのことでした。1款4項25目委託作業費は、譲渡の関係で境界確認が必要な場所の4ヵ所分です。ガス施設用地を賃借している地権者の用地購入のための境界確認の経費です。ほかに山王森、古里、局庁舎周辺の事業所用地です。

議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）については、令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出の支出、1款1項1目21節委託料については、

調査予定区域としては、上郷の横岡水岡地区を除く地域と大竹を含む、調査延長が約22キロ、調査戸数は300戸になる予定です。8月の有収率が上郷地区59.2%、大竹地区60%、にかほ市全体では77%となっています。平成30年度のかかほ市の有収率は72%となっているので、低いところから調査を実施することとしています。これまではスポット的に漏水があった地域について行ってきましたが、平成29年度の有収率が秋田市で92.2%、由利本荘市が86%に対し、にかほ市は75.5%と低くなっているため、適宜調査を実施して80%を目標に引き上げたいとのことでした。それから、水道課の事務所移転の経緯についても説明ありました。

そのほか、にかほ市景観計画についての所管事務調査を行い、概要を説明してもらいました。それによりますと、秋田県の景観を守る条例では、建物や工作物などの届け出制限が及ぶ範囲を幹線道路から200メートル以内とされておりますが、にかほ市では景観区域をかかほ市全体とする計画のため、市内全域に建築物や工作物の規模や高さ、色などに制限が及ぶことになり、さらに市独自の制限として、自動販売機、太陽光発電設備、風力発電設備を加えようとするものですということでした。以上、報告終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。小川正文一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） それでは、一般会計決算特別委員会に令和元年9月12日に付託になりました、議案第78号平成30年度にかかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第78号平成30年度にかかほ市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、全員の賛成により認定と決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和元年9月12日に付託になりました、議案第86号令和元年度にかかほ市一般会計補正予算（第4号）についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第86号令和元年度にかかほ市一般会計補正予算（第4号）については、全員の賛成により可決と

決しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第72号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。
これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。
これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。
これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。
これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第79号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定につ

いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第80号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第81号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第81号の討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第82号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第82号の討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第83号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討

論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第83号の討論を終わります。
これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第84号平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第84号の討論を終わります。
これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第85号平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第85号の討論を終わります。
これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第86号の討論を終わります。
これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第87号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）につ

いての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第87号の討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第88号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第88号の討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第89号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第89号の討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第90号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略した

いと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第91号の討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第92号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第92号の討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第13号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第13号の討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 陳情第14号市議会として秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情の採択に賛成の立場から発言いたします。

秋田市新屋地区は、1万3,000人が居住する人口密集地帯です。演習場3キロ範囲には、学校、保育

園、県庁、市役所、病院などがひしめいております。しかも、防衛省は、測量ミスなどがあるまま、他の部分は間違っていないなどと一方的に調査結果の報告を強行しました。住民の声に耳を貸さない防衛省のやり方に、なぜ新屋のような人口密集地にイージス・アショアを配備しなければならないのかという怒り、疑問は、県民として一致するところであります。

秋田市新屋振興会の赤沼会長は、町内で発行している新屋週報で、イージス・アショアについて次の一文を載せています。「日本を守るためなら、必ずどこかの地域に配備されるのは当然だと思っています。防衛省は、国を守るためと言いますが、私は、国民を守るのが正解で、防衛省の考えからは民が抜けていると感じています。国民の安全を第一に考えるならば、人口密集地は最初から候補地に挙げるべきでない。」

赤沼会長は、安保安防については私と捉え方が違うのかもしれませんが、人口密集地帯に配備すべきではない点では一致するものであります。

また、北朝鮮と秋田、山口県萩を結んだ先には、ハワイ基地、グアム基地がある。秋田と萩へのイージス・アショアの配備は、我が国を防衛する観点からではなく、やはり同盟国を防御するとの目的と言わざるを得ないと指摘する学者もおられます。また、より優秀な軍事力で戦争を抑止するとしても、相手はやがてそれを上回る武器をつくる。そうすれば、こちらはさらに軍事費を投入して新たな武器をつくる必要に迫られる。優れた武器を持って相手国を威嚇する、威圧する。その威圧が抑止力となり、平和がもたらされるという人もいますが、たとえそのために戦闘状態にならないとしても、それが国民にとって本当の意味の平和とは言えないと思います。ひとたび核戦争になれば、共滅です。共に滅します。核戦争には勝者も敗者もありません。こんなときだからこそ、米朝首脳会談の和平方向を支持し、6カ国協議の枠組みを維持し、話し合いによる解決の道を選ぶべきだし、平和を確保するためにはその道しかないと思います。南北の融和と民生安定に隣国として力を尽くすべきです。そういう観点からも、イージス・アショアの新屋への設置はもとより、戦争のもとになるイージス・アショアは、この国にはいりません。

これらのことから、この陳情は採択すべきとして討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。

●14番（佐々木敏春君） 議長、14番佐々木敏春、退席します。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後1時50分 休 憩

午後1時50分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

これで陳情第14号の討論を終わります。

佐々木議員。

●14番（佐々木敏春君） 14番佐々木敏春、退場します。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午後1時51分 休 憩

午後1時51分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開します。

ただいまの出席議員数は17名です。

これから陳情第14号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時52分 休 憩

午後1時52分 再 開

●議長（佐藤元君） 再開いたします。

14番佐々木敏春議員が復席しております。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第24、議提第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

議提第8号について15番伊藤竹文議員の説明を求めます。15番伊藤竹文議員。

【15番（伊藤竹文君）登壇】

●15番（伊藤竹文君） それでは、議提第8号について。新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年9月24日提出。

にかほ市議会議長殿。

提出者、にかほ市議會議員伊藤竹文。

同じく佐藤治一、同じく佐々木孝二、同じく齋藤聡、同じく渋谷正敏でございます。

意見書の内容につきましては、次のページをめくっていただき、記載してございますので後ほど熟読いただきたいと思ひます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣となっております。簡単ですが、以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議提第8号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号についての質疑を終わります。

これから議提第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

次に、議提第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議提第9号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書を議題とします。

議提第9号について3番小川正文議員の説明を求めます。3番。

【3番（小川正文君）登壇】

●3番（小川正文君） 議提第9号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

令和元年9月26日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員小川正文。

賛成者、同じく佐々木春男、同じく森鉄也。

意見書の内容につきましては、次のページと次のページに内容が盛り込まれておりますので、一読して下さるようお願いをいたします。

提出先は、内閣総理大臣、それから農林水産大臣となっております。以上、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤元君） これから議提第9号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号についての質疑を終わります。

次に、議提第9号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第9号の討論を終わります。

次に、議提第9号森林・林業・木材関連政策の推進を求める意見書を採決します。この採決は起立

によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第9号は、原案のとおり可決されました。日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第27、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回にかほ市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時00分 閉 会